

# 姫路市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士や精神保健福祉士等の専門的な知識・技術をもつスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実に資するとともに、学校や関係機関その他関係者の役割を明確にし、学校を中心とする組織での対応をコーディネートすることで、迅速かつ適切な問題解決を図る。また、国の「チーム学校」構想に呼応し、教員以外の専門スタッフの学校運営への参画を推進し、教員が児童生徒の指導に一層専念できる環境整備と学校の教育力・組織力の向上を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

姫路市立学校（6校）への拠点校配置方式とし、スクールソーシャルワーカーが配置されていない市立学校園についても派遣等により対応する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

① 配置人数：6名

② 資格：社会福祉士4名、精神保健福祉士3名、教員免許状1名、音楽療法士1名、臨床心理士1名、認定心理士2名、田中心理検査士1名、メンタルヘルスケア専門員1名

③ 勤務形態：

ア 勤務日は、原則として、同一曜日を指定するものとするが、特に必要があると認めるときは、指定した曜日以外の曜日を勤務日として指定することができるものとする。

イ 勤務時間は、原則として1日7時間とし、年間245時間とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

スクールソーシャルワーカーの配置目的や役割等を記した「スクールソーシャルワーカー活用の手引き」を策定し、市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校に配布し、教職員への周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

配置する全てのスクールソーシャルワーカー（6名）

### （2）研修回数（頻度）

年2回

### （3）研修内容

本市のスーパーバイザーである学識経験者（大学准教授）による講演及び指導・助言

### （4）特に効果のあった研修内容

事例検討

※本市のスーパーバイザーはスクールソーシャルワーカーとしての職歴があり、その経験に基づいた的確な指導・助言を受けることができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：あり

○活用方法：研修会に招聘するとともに、各スクールソーシャルワーカーが必要に応じて、適時、事案対応等についての助言を受けている。

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカー個々のニーズに合った研修を設定することが難しい。
- ・他職を兼務するスクールソーシャルワーカーが全員参加できる研修日程を組むことが難しい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困から子どもを守るための活用事例（①貧困対策）

保護者が事業に失敗し、一家で家を出た子どもへの支援について、スクールソーシャルワーカーが学校にケース検討会議を開くよう助言を行った。学校はスクールソーシャルワーカー、教育委員会、福祉部局の関係者を交えたケース検討会議を開き、子ども及び保護者への支援方針を協議・決定した。その後、担任が家庭支援についての情報を保護者に助言をした結果、保護者を関係機関につなぐことができた。

#### 【事例2】児童虐待から子どもを守るための活用事例（②児童虐待）

両親からの身体的虐待が疑われた子どもへの支援について、スクールソーシャルワーカーがケース検討会議で教職員に助言を行った。ケース検討会議で決定した支援方針に基づき、教職員が保護者の相談に応じ、スクールソーシャルワーカーが子どもの面談をし、家庭内の状況把握等を行った。その後、スクールソーシャルワーカーが、学校と教育委員会、福祉部局などの関係機関との連携について教職員に助言をした結果、学校は当該児童生徒及び保護者を関係機関につなぐことができた。

#### 【事例3】当該事例なし

### 【4】成果と今後の課題（※平成29年度）

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成29年度（3月末現在）の総相談件数は1,568件であり、その内、家庭環境の問題に係る件数が466件と最も多く、次いで、心身の健康・保健に関する問題に係る件数が181件、非行等の問題行動に係る件数が137件、友人・教職員等との関係の問題にかかる件数が118件となっている。また、延べの面談者数は5,890人であり、その内、教職員が4,694人と最も多くなっている。スクールソーシャルワーカー1人当たりの相談件数は約260件、面談者数は約980人となっており、本市として本事業は初年度ではあるが、スクールソーシャルワーカーの配置により、学校における教育相談体制の充実と子どもへの福祉的な支援の構築が図られたと考える。
- ・福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーの配置により、学校や教職員が子どもの抱える問題について、学校以外の関係機関との連携を図りながら「チーム学校」として解決を図ろうとする体制づくりを推進し、学校の教育力や組織力を向上させることができたと考える。

#### （2）今後の課題

- ・平成29年度（3月末現在）の総相談件数1,568件の内、拠点校以外での相談件数は479件となっており、拠点校以外の学校でのスクールソーシャルワーカーの活用は十分とは言い難い状況である。今後、拠点校以外の学校に対して、スクールソーシャルワーカーの活用についての周知に努めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる校内研修を充実させるなど、各校での効果的かつ積極的な活用を推進していきたいと考える。

# 西宮市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、虐待等の生徒指導上の事案のうち、学校だけでは解決が困難な事案に対して、SSWを学校園に配置・派遣し、専門的な知識・技能を生かして子供たちの置かれた環境に働きかけ、必要な支援を行うことで、問題の未然防止、早期対応、早期解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

学校問題解決支援チームの一員とし、学校長の要請によって教育委員会が学校に配置及び派遣をした。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 3人（1人は国庫補助1/3と市費負担で学校保健安全課に配置。2人は国庫補助1/3と市費負担で地域・学校支援課に配置。）
- ・資格 社会福祉士3人・精神保健福祉士1人・教員免許1人・心理に関する資格1人
- ・勤務形態 週4日、30時間勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

学校保健安全課のSSWは、SSW活用事業実施要領に基づき、また地域・学校支援課のSSWは、西宮市学校園支援アウトリーチ事業実施要領に基づき活動を行った。生徒指導担当者会等で趣旨や活動内容、学校園現場からの派遣要請等について説明を行い、周知を図った。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・SSW3名

### （2）研修回数（頻度）

- ・3人のSSWが、月1回SSW連絡会議を行い、その中で研修の機会を設けた。
- ・社会福祉士、臨床心理士の資格を持つスーパーバイザーより、年に3回のスーパーバイズを受けた。

### （3）研修内容

- ・SSW連絡会議では、それぞれのSSWが各月の活動内容を報告し合い、成果と課題を明確にした上で、それぞれの事案について対応を検討した。
- ・スーパーバイザーより、各事例の対応やケース会議の持ち方、学校との連携の仕方、保護者対応等についてスーパーバイズを受けた。

### （4）特に効果のあった研修内容

スーパーバイザーより、具体的な事例の対応等について助言をしていただいた。日頃の活動を振り返り、自らの課題が明確となり、今後の活動に向けて大いに参考になった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○OSVの設置 設置していない。

○活用方法 社会福祉士の資格を持つスーパーバイザーを講師に招き、スーパーバイズを受けた。

### （6）課題

- ・SSWの経験の豊富さが充実した支援につながることから、スーパーバイズなどを通じて資質向上に努めること。
- ・要保護児童対策協議会や研修会に積極的に参加し、情報収集を行って、学校現場に対してSSWの活用についてさらに周知を図ること。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】虐待が疑われる不登校傾向児童のための活用事例（②、④）

家庭内での虐待が疑われる家庭、かつ、児が不登校の家庭。母は、学校には「児が行きたがらないのを無理矢理行かせることはできない。児の気持ちが前向きになった時に登校させる」とし、関係が絶たれた。児の兄弟が家庭内での身体的虐待のために一時保護され、家庭児童相談室と児童相談所が家庭へのかかわりをしてきた。しかし、本児の虐待も疑われたため、学校を通じて安否確認をしたかったが、学校と家庭の関係が絶たれていたため、SSWが家庭に介入することになった。

家庭と学校との関係調整と不登校を改善するため、家庭児童相談室の家庭児童相談員とSSWが協働で家庭訪問を実施。その後も定期的に家庭訪問をすることで本児の安否確認ができた。家庭児童相談員とSSWと教諭による家庭訪問を受け入れることもあり、学校との関係が改善しつつある。

#### 【事例2】発達障害が背景にある児童及び家庭への支援活用事例（②、④、⑤、⑦）

授業参加が難しく校内徘徊や教師への暴力行為を頻繁に繰り返す児童。父・祖父との三人暮らしで父は仕事が忙しく祖父が養育を担っていた。校内ケース会議から父とのかかわりを求めていることが察せられたため、SSWが父と面談、療育手帳の取得援助やレクリエーションの提案などし、具体的に父が家庭で活躍できるようなことを促した。また、学校と療育機関の連携ケース会議を持ち、児の特性に合わせた学校対応について協議しあった。

特別支援教育コーディネーターが中心となりSCの助言や専門支援員の援助を校内体制に位置付ける体制が組まれた。授業参加などに一定の改善が見られたが、父と祖父の折り合いが悪化し、祖父が別居に至ると不登校が表面化した。その背景に父の帰宅が遅く夜間放置されていること、服薬管理が不十分であることなどを学校から市の子供家庭支援課に報告した。

関係者間で要保護児童対策協議会のケースとして再確認し、その後、別居した祖父と面談して祖父の協力を依頼した。祖父宅から登校し祖父の発達障害への理解や衣食住の安定を得て登校ペースが安定した。他市への転出に至ったが、その際には学校間の申し送りとともに要対協からもケース移管され、学校・関係機関のスムーズな連携ができた。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校保健安全課、地域・学校支援課のSSWについては、派遣型として小学校41校、中学校20校、特別支援学校1校に対応をしている。
- ・制度を理解した上でSSWを活用した学校からは、派遣要請が増えており、学校現場の評価は高まってきている。

#### （2）今後の課題

- ・積極的に学校を訪問してケース会議を行い、アセスメントやプランニングを繰り返す中で教職員とよりよい協働体制を築くこと。
- ・平成29年3月31日に通知された学校教育法施行規則の一部改正に伴い、SSWの認知度は高まりつつあるが、更なる周知を行い、今後も引き続きその機能や役割について理解を深めるための取り組みが必要である。

# 奈良市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士の専門的な知識・技術また関係機関とのネットワークを活用し、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、児童虐待や家庭の状況に起因するいじめや暴力行為など、学校における生徒指導上の課題に対する支援の充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・教育委員会事務局、いじめ防止生徒指導課に1名を配置
- ・毎月行っている月例報告をはじめとする市内各校との連携の中で、課題のある児童生徒等の情報交換や、学校訪問等の中で得られた情報をもとに、対応が困難な事案が発生している学校に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：1名・資格：社会福祉士
- ・勤務形態：週4日、8：30～17：15（7時間45分）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

- ・奈良市スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項を策定し、その職務および期待される役割について明記している。
- ・主な職務
  - ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
  - ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
  - ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
  - ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
  - ⑤ 教職員等への研修活動
- ・期待される役割
  - ① 中立な立場でいじめ問題を俯瞰し、客観的なアプローチをすること
  - ② 学校や家庭、その他の外部機関をつなぐ
- ・SSWに関する研修を、社会福祉学の准教授を招聘しSSWと共に、管理職・生徒指導主任・いじめ対応教員対象の研修会を開催したり、市の小・中学校それぞれの生徒指導部会にSSWが自ら参加したりして、その職務や役割について周知した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

- ・県主催の連絡協議会、SV研修に参加（適宜）
- ・他県へSSW活用方法についての研修（1回）

### （3）研修内容

- ・先進市のSSWに同行し、関係機関との連携やSSWの活用について、研修を行った。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・県主催の連絡協議会やSV研修等に参加し、SSW活用方法について学び、市のSSW事業拡充に向けて参考になった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 無し

### （6）課題

- ・スーパーバイザーを招聘しての資質向上に向けた研修会等を適宜開催できるように努めたい。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境による進学支援のための活用事例（②児童虐待、④不登校）

中学3年生Aは進学を希望しているが、母は「お金がないため進学はさせない。」と家庭訪問や懇談を拒否する。また、修学旅行にも参加せず、欠席も増えてきたとのことでSSWに要請が入る。

入学してから今まで、懇談や家庭訪問を拒否されており、また外部との繋がりが無い。学校とは、電話でのやり取りのみで、母から学校へ一方的に意見を言うときと欠席連絡のみで学校からの電話には応対しない状態であった。校内ケース会議を行い、情報共有と今後の役割を確認する。

- ① 小学校に弟の様子や出席状況を確認する。
- ② 家庭の情報を知るために信頼関係のある教員から、Aや弟に家での様子などを聞いてもらう。
- ③ Aが相談しやすい環境をつくるため、担任や生徒指導担当教員を中心に声掛けをする。
- ④ 母からの連絡がある時に話に寄り添うようにし、母が困っていることを丁寧に聞く。

➤小学校へ弟の出欠確認を行うと、Aと同じ日に欠席しており母から弟の面倒を見る為に学校を休むように言われていた。また母は仕事をしていないが、祖父母の介護で家にほとんどいないことがわかった。虐待として通告をする。

➤担任などの声かけでAは自分の気持ちを話すようになる。Aの気持ちを汲み取りながら、母にどのようにアプローチするか協議を行っていった。

その後Aは、最終の希望調査書に「今年度は受験しない」と記入してくる。母と話をし受検をやめたとのこと。卒業したのち現在は家事手伝いをしており、時折、中学校へ来て話をしている。今後は家の状況を聞きながら、就職や進学に向けて支援を行っていく。

#### 【事例2】いじめの加害児童に対する支援のための活用事例

##### （③いじめ、⑥非行・不良行為、⑦その他 発達に関する問題）

小学校中学年Mが、登校時、休憩時間や放課後に特定の友達を自分のしたいことに付き合わせ、授業時間になっても教室に戻らないなどの事象があった。特定の友達は、Mのことが怖くて拒否できない状況が続いていたことで、SSWに要請が入る。

学校へMの行動観察に行くと、授業中は落ち着きが無く教室を歩き回り、担任の声掛けに対して暴言を吐き、特定の友達に話しかけに行くといった様子であった。クラスも全体的に落ち着きが無く、担任は対応に苦慮していた。

まずは、Mについて情報収集をおこなった。Mは、スポーツのクラブチームに所属し、レギュラーに選ばれており褒められることも多く、クラブチームでは暴言や周りの児童を振り回すような行動はみられないとのこと。Mの母は、「Mを育てにくい。」と学校へ相談に来ているが、相談機関などには行っていない。

- ① 母に対して、相談できる機関を紹介する。
- ② 発達障害傾向にある児童への関わり方について、特別支援教育や不登校児童生徒に関わる業務を行っている教育相談課より学校の教職員全体へ研修を行う。

その後、担任や周りの教員が今まで以上にMを受け入れる対応をしている。Mは多弁ではあるものの、授業中は席について授業を受けており、担任との関係も良好である。母も最近は困り感を学校に訴えてきていない。

#### 【事例3】性的な被害を受ける児童生徒のための活用事例

・当該事例なし。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

〈活動件数〉 学校訪問：160回（定期訪問：75回、要請訪問：61回  
関係機関等への訪問：24回）

〈支援実績〉 支援件数：21回（小学校：10件、中学校：9件、高等学校：2件）

#### （2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの役割や期待される効果等について、市立学校へさらに周知し・理解を図る。
- 市配置1名で活動をしているので、すべてに対応することが難しく、きめ細かな支援をするために増員が必要であると考えます。

# 和歌山市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワーク構築を図り、適切な支援を行い、生徒指導上の諸問題の解決に向けての取組を行うため。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内各地域の実情を踏まえ、特に課題の多い中学校区(小学校も含む)を選定し配置。その他の学校においては校長の要請に応じて派遣している。29年度から5名の配置であるが、市内18校ある中学校区において2校区で1名のSSWが配置できるよう、段階的に増員を要請している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数5名(資格：社会福祉士ならびに精神保健福祉士1名、社会福祉士4名)

勤務形態：拠点校型 5名(中学校6校 小学校4校 その他派遣 合計年60回 1回6時間)

### （4）「活動方針等に関する指針」(ガイドライン)策定とその周知方法について

- ・スクールソーシャルワーカーによる直接支援と間接支援のバランスを検討すること。支援体制づくりのコーディネーターとして活動し、校内にスクールソーシャルワーカーの視点を根付かせ、学校自体の支援力を高めることを図る。
- ・連絡協議会を開催し、管理職を交えて意見交換の上、配置校でのより一層の活用について話し合う。また、小中校長会において、スクールソーシャルワーカー活用事業の周知徹底を図る。
- ・大学教授や臨床心理士等と連携を取り、定期的な助言をいただきながら、学校と関係機関との連携を強化する。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

和歌山市スクールソーシャルワーカー5名及び担当指導主事

### （2）研修回数(頻度)

- ・SVを講師に招いての事例検討研修(年間3回)

県主催の研修に参加

- ・県内スクールソーシャルワーカー及び担当指導主事対象の研修(2回)
- ・県内スクールカウンセラーとの合同研修(1回)

### （3）研修内容

- ・実際の事例について、SVの方の意見をいただきながら参加者で協議。
- ・効果的なスクールソーシャルワーカーの活動方法やケース会議の持ち方。(県SV講師)
- ・県内SSWで各々の取組の交流。また、模擬事例を用いてのグループアセスメント。
- ・いじめ問題や不登校等、問題行動に対する組織的な取組の仕方。

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・「複数の支援機関が関わる家庭についてのケース会議の在り方」について臨床心理士で現職のスクールカウンセラーから助言を受け、実際の事例をもとにしてグループで討議できたことにより、効果的な連携のもと、スクールソーシャルワーク的な視点から問題を捉えることの大切さを再確認できた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 29年度は子ども支援センターと同一の場所にある福祉局と連携し、年間3回SVを招いて研修・事例検討を行った。

○活用方法 年間を通じ(3回)関わっていただける臨床心理士の先生に依頼し、事例検討したケースの経過を追いながら全体のものになるよう心掛けた。

### （6）課題

- ・年々、困難な家庭環境に対応しなくてはならない状況にあり、スクールソーシャルワーカーの資質向上を図るため、市だけではなく、県や他市町村の研修会に参加したり、SVを継続的に受ける体制を整えることが必要。また、各学校(管理職だけではなく一教員に対しても)にSSWの役割を周知できるよう職員会議等で時間をとってもらえる働きかけが必要。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境による生活不安定児童への活用事例（④不登校 ⑥非行・不良行為）

##### ○問題の概要等

中3の男児、祖父母と3人で暮らす家庭。両親の養育能力に課題があり、両親とは別で祖父母と暮らす中、祖父母と学校で男児の問題行動に関する指導観が違い不登校になってしまった事案。対教師暴力、周りの友達への暴力が続く中、学校は祖父母の養育能力の低さも心配し、熱心にしてきたあるクラブ活動に参加させないこと等、祖父母の思いとは異なっていたが、学校活動に制約をつけることを問題解決の手段に使おうとしたが、そのことが裏目に出て不登校になる。

##### ○スクールソーシャルワーカーの関わり

- ・管理職、担任が所属する学年の先生全員、SCとの校内ケース会議にて登校支援と保護者(祖父母)の養育能力の確認、それぞれの今後の願い等について検討
- ・担任と一緒に電話連絡や家庭訪問の定期的な実施
- ・学習の意欲は高いので、市の相談期間や適応指導教室への相談

##### ○経過、改善状況

担任と一緒に家庭訪問を行い、祖父母と本人への面談を行う。面談を継続する中で、祖父母にはSSWが、本人には担任が対応するようにし、それぞれの願いを丁寧に聞き取る。担任と本人は良い関係であったので、他の先生に対する思いを少しずつ聞き出す中で、学校全体で本人にどう対応するのかということを通理理解し、少しずつ登校につなげる。別室登校できる日も増えてきたため、今後教室に戻れるよう、関わる全職員で定期的にケース会議を開催し、経過をみながら支援していった。

#### 【事例2】両親の面前DVによる精神不安定児のための活用事例（②児童虐待）

##### ○問題の概要等

小5女子と小6女子。精神的に不安定な母との3人暮らし。食事はファーストフードがほとんど、洗濯など家事全般小5の女子が行っている状況。学校には毎日登校しているが、服装の乱れ、学用品の忘れが多く、学校が保護者に連絡しても反対にクレームを言うてくる事が多く、対応に苦慮している。

##### ○スクールソーシャルワーカーの関わり

母親に福祉的なサービスが受けってもらうことで、子供達へのかかわりも安定すると考え、担任と家庭訪問。学校が読んできた人ということではじめは受け入れてくれなかったが、子供たちにどんな影響が出るのかということを通り強く説明することで徐々に受け入れてくれるようになる。SSW同行のもと市役所の担当課にも行くことができ、療育手帳の取得がかなう。家事サービスを受けられるようになり、その職員さんが話を聞く中で、母親のかかりつけの病院の医師とも話ができるようになり。定期的な診察で落ち着いて話ができるようになる。また姉の方も発達に課題があると感じていたことを聞きだし、発達検査につなげ、中学校からは支援学級で支援を受けられることとなる。

##### ○経過、改善状況

学校職員、SSWによる定期的な家庭訪問が実施できている。落ち着いて話を聞く中で、母親が悩んでいることも話してくれるようになり、姉の方の支援につなげることができる。母親への支援で家庭での関わりにも改善が見られる。

#### 【事例3】活用事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・全配置校学校10校においてコーディネーターとなる先生を指定し、校内支援体制づくりを担い、教職員が明確な役割分担をして、共通の目的に向かって支援を行う取組につながっている。10校のうち半数の5校は、校内でケース会議を行う際に、ケースワーカーを長年務めている児相職員から専門性を生かした手法を全職員で学ぶ時間も設けたことで、教職員の支援のあり方に福祉的な要素を取り入れる機会となった。
- ・関係諸機関や地域民生委員との連携を図りつつ長期的に支援を行うことで、家庭環境の改善につながっている。関わったケース(269件)の半数近くとなる46%のケース(123件)が他の機関とつながる活動状況であった。(もともとつながっていて継続した19件・発達検査のみで他機関につながった16件も含む。)

#### (2) 今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの役割や活用の仕方についての更なる周知、啓発、学校及び関係機関との連携を一層円滑かつ効果的に行う方法の検討。特に、配置校以外への学校への活用方法の周知。
- ・スクールソーシャルワーカーの人員確保、任用日数・時間の増加にともなう財源の確保
- ・定期的にS Vを雇用する費用の確保

# 呉市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

教育や福祉に関する専門的知識・技術や経験を有する者を学校等に派遣し、様々な問題を抱えている家庭等に対して、学校と福祉機関等とのネットワークを活用した効果的な支援を行い、生徒指導上の諸課題の解決を図る。

- 〈業務内容〉 ・生活環境に課題のある児童生徒の家庭等への働きかけや具体的支援
- ・支援に当たっての関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
  - ・支援における学校内のチーム体制の構築・支援
  - ・保護者の相談対応、教職員に対する助言、その他必要な情報提供や支援
  - ・教職員等の研修活動への参画

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会に配置し、学校からの派遣要請に応じて、学校や家庭、又は関係機関等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 3人
- 所有資格 社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，教員免許，保育士，ケアマネージャー
- 勤務形態 学校からの申請による派遣型
- 勤務時間 600時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

年度当初に市内全小中学校に「呉市スクールソーシャルワーカー派遣事業について」を通知するとともに、校長会でも事業について周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー3名，教育委員会担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- 事例研修会（月1～2回）
- 市の関係機関との情報交換会（年2回）

### （3）研修内容

- 学校や保護者とのスクールソーシャルワーカーとしての関わり方
- 個別の事例についての検討及び情報交換

### （4）特に効果のあった研修内容

- スクールソーシャルワーカーとして、学校との連携の仕方や校内での窓口の確認をした。
- 事例検討会において、関わっている事案についてより良い支援の方法を検討する。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 設置なし

### （6）課題

今後、さらに厳しい家庭環境を抱える児童生徒への対応が考えられることから、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に向けた研修の充実が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】生活を安定させるための活用事例（①貧困対策 ②児童虐待 ④不登校）

〈ケース概要〉

保護者は養育能力が低く、家の中にゴミが散乱しているなど生活環境にも課題が見られた。また、当該児童は、食事や入浴、歯磨き等の基本的な生活習慣が身につけておらず、不登校の傾向も見られた。学校は、保護者と何度も連携しようとしたが、連絡がつかないことが多く、家庭訪問を拒否されることもあった。

〈支援内容〉

- ・ 家庭訪問を定期的に行い、保護者の困り感に寄り添いながら、丁寧に連携を重ねた。
- ・ 当該家庭に関わる関係機関と連携し、課題を明確にするとともに適切な対応を整理した。
- ・ 学校や関係機関と情報共有を行い、家庭生活の安定に向けた取組の調整を行った。

〈支援経過〉

- ・ 支援体制が充実していく中で、当該児童や保護者との面談を継続して実施していくことで、保護者も安心して教員等に相談できるようになった。
- ・ 家庭生活が安定する中で、当該児童は欠席が減少し、学校生活に落ち着きが見られるようになった。

#### 【事例2】不登校解決のための活用事例（④不登校）

〈ケース概要〉

母は度々精神的に不安定になり、当該児童を登校させないことがあった。学校は家庭訪問等を通して、当該児童へ登校に向けた働きかけをするものの、なかなか登校できない状況が続いていた。

〈支援内容〉

- ・ 関係機関と連携して、ケース会議を定期的に行い、当該児童と家庭のアセスメントを行い、学校復帰に向けて課題を整理した。
- ・ 学校と連携して定期的に行い、当該児童が適応指導教室へ通室するよう取り組んだ。

〈支援経過〉

- ・ 当該児童は、適応指導教室に通室していく中で、学習に意欲を持ち、中学校へ進学した後は、継続して登校している。
- ・ 母が精神的に落ち着くことで、当該児童も安定した生活を送れるようになっている。

#### 【事例3】「性的な被害」についての活用事例

- ・ 性的な被害についての活用事例はなし。

### 【4】成果と今後の課題

#### (1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ スクールソーシャルワーカーを活用することで、福祉機関等とより充実した連携ができるようになった。
- ・ スクールソーシャルワーカー、教員、スクールカウンセラー、関係機関職員等を含めたチームで対応を協議し、課題のある家庭を支援することができた。

(対象児童生徒26名 複数回答)

A 解決	少しでも好転が見られた		F 支援中
	BC児童生徒について	DE家庭環境について	
2. 2%	26. 1%	58. 7%	13. 0%
	84. 8%		

A 解決

B 支援中であるが好転（児童生徒の学校生活が落ち着いた）

C 支援中であるが好転（児童生徒の登校日数が増えた）

D 支援中であるが好転（関係機関と連携ができた）

E 支援中であるが好転（保護者と連携ができるようになった）

F 支援中

#### (2) 今後の課題

- スクールソーシャルワーカーの周知
  - ・ スクールソーシャルワーカーの役割や有効な活用方法について、各学校に対しさらなる周知を図るとともに、課題を抱える家庭に対する働きかけが今後も必要である。
- 研修の充実
  - ・ 今後、さらに厳しい家庭環境を抱える児童生徒への対応が考えられることから、スクールソーシャルワーカーの資質の向上に向けた研修の充実が必要である。

# 下関市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、暴力行為、児童虐待や不登校等の生徒指導上の課題の内、学校だけでは解決が困難な事案に対し、スクールソーシャルワーカーを学校等に派遣し、専門的な知識・技能を用いて、幼児・児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことで、生徒指導上の課題等の未然防止、早期対応を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカーを専門家人材バンクに登録し、校長の要請により、教育委員会が学校等に派遣した。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数・・・9人

資 格・・・社会福祉士5人、精神保健福祉士3人、臨床心理士1人、教員免許1人、  
相談業務等に長期従事した者1人

勤務形態・・・校長からの派遣要請に応じて勤務（年間417時間、286日）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項」及び「スクールソーシャルワーカーのリーフレット（周知用）」を作成し、学校や関係機関等に配付した。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、担当指導主事

### （2）研修回数（頻度）

- ・月に1回（2時間程度）

### （3）研修内容

- ・ケースの検討会
- ・やまぐち総合教育支援センターSVによる研修（年1回）

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・学校から相談を受けた事案についてグループ別協議を行い、全体会で意見交換する。
- ・スクールソーシャルワーカーで、問題解決のために活用できる、制度・施設等の社会的資源について情報共有および資料提供を行う。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置なし

### （6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーが、別の仕事をもっているため、研修会の日程調整等が難しい。全員が参加するために、夜間に研修を設定している。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境に起因する不登校のための活用事例（③不登校）

Aは、中2の2学期に友人関係のトラブルで不登校になる。そのトラブルの対応に対して母親が学校を批判し、教職員との関係もうまくいかなくなった。担任や学年の教員の連絡を拒否し、家庭訪問をしても本人や保護者に会えなくなった。

Aは、中3になったが、学校との関係の修復は難しく、登校や進路に向けて具体的な内容までは話せない状況であった。この家庭は、ケースワーカーとの関係が良かったため、ケースワーカーが、SSWとの関係づくりを進めた。SSWは、本児との信頼関係づくりに特化し支援することを重視した。その結果、徐々に本児が自身の進路に向けて関心を示し、フリースクールの利用を開始した。受験に向けて、作文の添削・面接指導等、担任がSSWと同伴で家庭訪問を行い、本児の理解を得ながら受験の準備を進めた。母親も協力的になり、学校との関係も修復した。

最終的には、学校の別室に登校できるようになり、私立高等学校に合格した。

#### 【事例2】問題行動のための活用事例（⑤、⑦）

Bは、父母の別居に伴い、母方の実家の近くの学校に転校した。母は家計を支えるため、仕事をするようになり、夜間も兄弟だけで過ごすことが増えた。6年生になったBは、朝になると腹痛を訴え、トイレにこもるようになる。母親は先に仕事に出かけ、そのまま登校しないため、学校から母親への連絡が頻繁になる。母親は、そのBの行動を許すことができず、強い叱責を繰り返した。修学旅行の前日、「行きたくない」というBに対し、母親がBに手を上げ、当日、無理矢理バスに乗せてしまう。それを機に、Bの母親に対しての暴力が始まる。SSWは、暴力を受ける母親への支援として学校から依頼を受けたが、Bや担任との面談から、Bがトイレの間隔が短いことや黒板の字を書くことが難しいこと等、発達に課題があることがわかる。また、Bは、週末は父親と過ごしており、家族の希薄な関係に苦しんでいた。

SSWは介入後、暴力については、児相へ相談した。母親は、Bへの関わり方や子育ての悩みについて定期的に相談が受けられるようになった。母親は、父親にも相談するようになり、父親も援助するようになった。発達の課題に関しては、医療機関への受診を勧めた。学校へは個別の配慮をお願いし、Bも出来ることが少しずつ増えてきた。母親がBを理解し、関わり方を変えたことで、ケースが好転した。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・小学校9校10ケース・中学校12校21ケースに対して、286日、417時間の派遣を行った。そのうち20ケースで事態の好転が見られた。
- ・年々、事業の周知が進み、学校がSSWの介入を念頭に入れた情報収集や保護者との連携を進めるようになっており、SSW介入による一定の成果が見られた。しかし、生徒指導上の課題等の未然防止に向けた活用には至っていないため、今後は、教職員に対する研修等にも活用したい。

#### （2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとしての経験の量が支援の充実につながるため、今後も研修会等を通じて資質向上に努めていく必要がある。
- ・スクールソーシャルワーカーに対する認識や活用方法について、さらに啓発していく必要がある。

# 高松市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の社会福祉等の専門的な知識と技術を用い、児童生徒を取り巻く環境を整備することで、問題行動等の未然防止や解消を図る。また、問題解決の過程を通して、中学校で問題行動等が発生しないシステム作りを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

高松市立全中学校にSSWを配置している。また、中学校区の小学校からSSWの派遣希望があった場合には、必要に応じて、当該小学校を校区とする中学校に配置されているSSWを派遣している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

〔配置人数〕 12名

〔資格〕 社会福祉士等の資格を持つ者又は、福祉と教育の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、優秀な活動実績等がある者

〔勤務形態〕 原則1日6時間、週5日程度とする。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

社会福祉等の資格を有するSSWを全中学校に配置し、専門的な知識や技能を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、関係機関等のネットワークを活用したりして、問題解決を図る。SSWは、配置された中学校では、生徒及び保護者への支援、教職員から求められる内容に応じ、教職員への支援、関係機関等との調整等を行う。また、派遣された小学校では、教職員研修での講話、校内支援体制への助言、事例検討会での助言等を行う。

これらについて、「高松市教育委員会教育指針」及び、「高松市SSW配置事業実施要項」として、年度当初の校長研修会にて各高松市立小・中学校の校長に周知している。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象：高松市SSW（12名）

### （2）研修回数：年間8回

### （3）研修内容：活動状況の報告、具体的な事例に基づく研究協議、情報交換、事務連絡

### （4）特に効果のあった研修内容

具体的な事例に基づく研究協議が効果的である。高松市では、毎年スクールソーシャルワーカーの退職に伴う新規採用者が数名おり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を持っていても、学校現場での勤務は未経験の状態である。SSWとしての心構えや、教職員とのコミュニケーションの工夫、問題行動等の課題を抱える子どもや保護者との関わりでうまくいった事例や、課題の残った事例などを共有することで、SSWとしての自信の獲得や、活動の工夫に役立っているという声を多く聞いている。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法：スーパーバイザーは設置していない。

### （6）課題

12名のSSWを抱えているにもかかわらず、スーパービジョンは県に頼っている。今後は、市単独でのスーパーバイザー設置及び研修体制の整備が課題である。また、研修プログラムに多様性が欠ける面も課題として挙げられる。

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】昼夜逆転による不登校生徒への支援と家庭支援（④）

中学2年生、生徒Aは小学校の時から不登校で、中学入学当初は登校できていたが、ゴールデンウィーク明けごろから登校できなくなり、担任が家庭訪問をしても会えないことが増えた。一緒に家庭訪問してほしいという担任からの依頼を受け、スクールソーシャルワーカーも支援することとなった。担任からの情報では、Aは昼夜逆転の生活になっており、日中に家庭訪問を行っても寝ていて会えないことが多い、母親が子どもへの対応で疲れているように見えるとのことであった。そこで支援方法として、Aに対しては、学校の話よりも訪問したら顔を出してくれるだけでいいことを伝えること、母親に対しては、意識的にねぎらいの言葉かけをしていくようにすることを提案し、それに基づいた支援計画を作成した。

1年生の間は、この支援計画のもと、週1回担任とともに家庭訪問を続け、ほぼ毎回Aと会って話をすることができるようになった。2年生になり、夕方、母親の送迎で、他生徒に会わない時間に私服で学校に顔を出すことができるようになってきた。最初は週1回の登校だったが、3学期に入ると週2～3回の登校ができるようになった。Aが登校したときに、担任、スクールソーシャルワーカーだけでなく、同学年団の教員、養護教諭、生徒指導主事、管理職などにもAに会ってもらい、Aの頑張りを認める声掛けをお願いした。また、Aが登校するためには母親の協力が不可欠であるため、子どもに関わる母親への感謝の気持ちを担任とともに伝えていった。

これらの取り組みを支援計画に沿って行っていったことで、Aが安心して登校できる環境づくりができたとともに、Aの気持ちに寄り添いながら焦らずじっくりと対応することを教職員と共有でき、チームとしてAを支援する校内支援体制の構築が図れたと考えている。

#### 【事例2】対異性への関わり方支援と場面緘黙の支援（⑦）

特別支援学級在籍の中学2年生、生徒Bは5月、クラスの異性への関わり方で適切な距離感を求められる状況が生じた。6月、SSWは、Bと担任、関係教員らが参加したグループワークを企画実施した。異性に対する具体的な場面での関わり方や悩みを、参加者同士が経験談を交え、楽しい雰囲気の中で談笑した。Bは「行動を控えていくことや、ダメな行動はやめる。」との感想をもった。教員は、Bに思春期特有の悩みがあり、教員自身もそのような時期があったとの感想をもった。その後、懸念された相手との距離感は改善された。

10月頃、教員から発話や返答を求められる場面で、Bは時折、黙ったまま返答ができない傾向が続いた。教員からも「どのように関わるべきか」と苦慮していたことから、担任、関係教職員、管理職、特別支援教育コーディネーター、支援員、SCとのケース会議や情報交換を経て、生徒面談をおこなった。Bはしゃべれない場面や緊張があることを話し、SSWはBが場面緘黙の傾向にあることをアセスメントした。場面緘黙の理解や支援は、十分な社会的認知が得られていない場合もあり、話すことを強制したり、促したりする対応ではなく、子どもの不安を減らし安心できる環境を整える対応が求められる。地域保健所の医師助言も取り入れ、11月の職員会で、SSWから生徒の発達に応じた関わり方や、場面緘黙の理解と支援についての具体的な情報を提供し、校長より支援方針が伝えられ、共通理解が図られた。12月頃、生徒と面談すると「先生方がやさしくなった。」との感想であった。

SSWは学校教員とは違った立場や視点で社会福祉的なアプローチをするが、子どもを中心にした支援体制を構築するためには、SSWや学校教職員、また関係機関との連携がうまく機能する必要がある。本事例で、子ども自身が「よくなった。」と実感できたことは、それぞれ専門性や立場の違う、多職種が協働したチーム支援が効果的であったと考えられる。

#### 【事例3】性的な被害について

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWが関わる「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」のうち「問題が解決」及び「支援中であるが好転」の件数の全体に占める割合は、平成28年度は38.7%で、平成29年度は37.4%であった。解決・好転の割合は若干低下しているが、年度をまたいで粘り強く継続支援をしているケースが多数あり、SSWの役割は、学校で欠かせないものとなっている。また、平成29年度は、家庭訪問や関係機関連携等、学校外での支援・活動件数が大幅に増加しており、SSWが学校と家庭・地域のパイプ役として機動力を生かし、機能していることがうかがえる。

#### （2）今後の課題

本市では、現在SSWの拡充に努めており、その中で、次のような課題が生まれている。

- ①新規採用SSWの知識や技術を向上させるためのよりよい研修体制の整備
- ②SSWを志望する者のうち、資格や適性のある者の確保

# 久留米市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを、各学校の要請に応じて派遣。問題を抱えた児童生徒の置かれた環境に働きかけ、関係機関等とのネットワークを活用しながら課題の解決や改善を図ることを目的としている。

### （2）配置・採用計画上の工夫

社会福祉士資格の専門卒で採用した任期の定めのない常勤職員 1 名と短時間勤務である職員 4 人がスクールソーシャルワーカーとして久留米市教育委員会に常駐している。派遣型方式としている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

■5名（1名は任期の定めのない常勤職員・4名は任期付短時間勤務職員）

■資格：社会福祉士を有する者 2名・精神保健福祉士と社会福祉士を有する者 3名

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「SSW活用の手引き」を作成し配布。定例校長会や研修会等で活動の概要や事例等の説明を行い、事業の周知を図る。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー5名

### （2）研修回数（頻度）

①SSW連絡会議（年間9回）②久留米市SSW研修（年3回）

### （3）研修内容

①事例検討会 ②久留米市役所内のSSWによる相談援助に関する研修

### （4）特に効果のあった研修内容

教育事務所管内の事例検討会に参加することで、他市の取組や事例を知ることができ、支援を行う際の参考となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：有

○活用方法：教育委員会に社会福祉分野の大学教授をスーパーバイザーとして配置し、個人のスーパーバイズとSSW全体での事例検討やSSWの資質向上に必要な講習や演習を行った。

### （6）課題

- ・SSWの役割や業務の多様な周知方法を共有していく
- ・SSWの人材育成と安定的な確保

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】学習面の課題等から不登校傾向に至ったケースの活用事例（①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）、④不登校、⑦その他（心身の健康・保健に関する問題など）

（概要）

小学生女兒。両親ともに聴覚障害があり、本児とのコミュニケーションを十分に図ることが難しい状況。本児自身の悩みや友人関係での悩みを上手く伝えることが出来ておらず、このことが本児の行き渋りに繋がっている可能性もあり。本児の困り感の引き出し、家庭環境のサポート体制を構築してほしいと学校よりSSWの派遣要請。

(支援内容)

○本児と月2回程度面談を行い、本児が抱えている不安・課題について把握。○本児の登校状況に影響を受け母も精神的に不安定となり、SSWへの連絡が頻回。定期的に母とも面談を行い、学校と家庭との繋ぎを行う。○校内ケース会議(教頭、担任、生徒指導サポーター、SC、SSW)を実施。本児の課題を共有し、校内での支援体制について確認。○本児、両親と一緒に発達障害者支援センターへの相談に同行、専門的な助言を受け、学校と情報共有を図る。

(改善要因・課題)

当初本児が抱えていた課題を十分にアセスメントすることが出来ていなかったが、本児との面談を繰り返す中で学習面に不安を抱えていることが分かり、校内ケース会議を開催するなど学校と情報共有を図りながら、学校でのサポートや支援体制について構築していくことが出来た。今後も本児、家庭、学校と連携を図りながら本児の困り感を確認し、安心して登校・学校生活を送ることが出来る環境づくりを行っていく必要がある。

**【事例2】 関係機関連携のための活用事例(③不登校、⑥その他(心身の健康・保健に関する問題))**

(概要)

中学3年生女子。母と2人暮らし。小学生の頃、ネグレクト傾向のある家庭ということでSSW介入歴あり。中学進学後、登校状況改善により支援はされていなかったが、3年生の進路調査の際に母と学校がトラブルになり、母が学校との連絡を拒否。本人はそれまで見られなかった精神疾患の症状が現れ、精神科に入院。母の希望でSSW支援開始。

(支援内容)

○学校から母とのやりとりについて聞き取り、状況を把握。○母と面談を行い、困り感・要望の聞き取り。以降、学校との仲介役として連絡を継続。○病院と連携し、本人の状態を把握、退院後の支援方針などについて関係者を交えて検討。○卒業後の母の相談窓口の紹介、関係機関への情報提供。

(改善状況・課題)

母の強い拒否により学校との関係は断絶状態であり、母の主な希望は卒業まで学校と関わりたくないというものであった。元々支援を拒否する傾向の強い母であって、母の思いを聞き、寄り添う事で中学卒業後の相談窓口をつなぐことができたが、本人に今後必要と思われるサービスをつなぐことまではできなかった。SSW介入歴もあり、気になる生徒として予防的な関わりが、今後の課題だと思われる。

**【事例3】 「性的な被害」についての活用事例なし**

**【4】 成果と今後の課題**

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

	支援件数	訪問件数	ケース会議開催件数
H27	118	1092	230
H28	119	1844	256
H29	122	2112	262

平成25年から教育相談チームを発足させ、徐々に拡充を図っている。家庭訪問や関係機関への訪問が、H29年度は2112件になるなど学校と家庭及び関係機関の連携について、重点的に行うことができた。

(2) 今後の課題

問題の早期発見や予防的な関わりが必要となっているため、配置の形態について検討する必要がある。

# 長崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、児童生徒及び保護者への支援とともに、関係機関と連携し、児童生徒の置かれた環境への働き掛けを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市SSWと、県SSWを長崎市教育委員会へ配置し、派遣申請により各校への対応を行った。採用においては、福祉の分野において専門的な知識・技術を有する者、または福祉や教育現場において活動経験や実績のある者のうち、業務内容を適切に遂行できる者としている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：県が長崎市に配置するSSW1人に加え、市が配置するSSW8人の合計9人を配置。

資格：社会福祉士4人 精神保健福祉士2人 その他社会福祉に関する資格1人 教員免許4人  
心理に関する資格1人

勤務形態：市SSW：市の嘱託職員として、週5日、1日6時間勤務。 県SSW：週3日程度、年間630時間勤務。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

学校からの派遣要請に加え、SSWを市立の全小中学校にそれぞれ割り当てて計画的に訪問することで、アウトリーチ型の対応を行い、支援が必要な児童生徒の早期発見、早期対応を目指し、周知も図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県SSW1人、市SSW8人、事業担当主事1人

### （2）研修回数（頻度）

①SSW基礎研修	6回
②定例事例研修会（毎週月曜日午前）	65回
③外部専門家による研修会（月2回程度）	24回
④教育相談夏季研修講座（7月末～8月上旬）	6回
⑤県福祉部等が主催する研修会	10回

### （3）研修内容

#### ①SSW基礎研修

基本理念、事業の経緯・目的・組織・運営、活動内容、守秘義務、研修、ケース会議等

#### ②定例事例研修会

事例検討会：対応事例について協議、担当主事からの指導助言。学校教育課生徒指導担当主事と情報共有と協議等

#### ③月例研修会

各専門家を招聘しての講義や指導助言、事例検討会、スーパーバイズ

#### ④教育相談夏季研修講座

子どもの疾病と対応、保護者対応、ストレスマネジメント、SSW活用等に関する教職員向け研修会への参加

#### ⑤学期末・年度末研修

継続支援児童生徒について支援方針、具体的支援方法の検討、情報共有と作成資料等の管理・保管等

#### ⑥その他

福祉部局主催の連携協議会や事例検討会への参加、地域の実務者会議における研修会への参加

### （4）特に効果のあった研修内容

○外部専門家による研修会（社会福祉協議会勤務の社会福祉士、弁護士）

ケースにおける社会資源や法に基づいた解釈など専門家による指導で事例に対する対応の種類を学んだ。また、研修会だけではなく、普段から相談できる関係を作り、多岐にわたるケースの相談ができている。このことを学校にも紹介し、学校からも様々な相談がある。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：現在採用しているSSWの中にSVの資格をもった者はいない。そのため、県SSWスーパーバイザー、社会福祉協議会勤務の社会福祉士、大学（准）教授、弁護士等に協力を依頼し、定期的に講師として招聘した。対応事例の中から事前に検討事案を選出し、所内研修会にてSVを受けた。

### （6）課題

①SSW対応事案の増加に伴うケース検討会や指導助言、状況確認のための時間の確保と工夫。

②県SSWと市SSWの勤務時間・時数の差による研修時間の確保と対応に工夫が必要。

③大学や他機関と連携した、組織的・計画的・継続的で有効な研修会の定着（連携と予算確保）。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①貧困対策、③不登校）

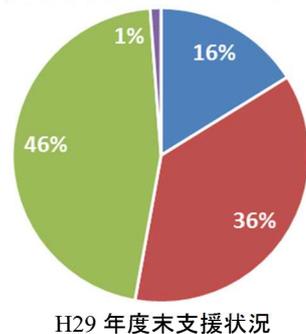
- 状況 兄弟すべて不登校。経済的に困窮しているため、冷房器具がなかったり、食事をとっていなかったりするなど生活環境の不安定。さらに家賃未払いにより強制退去を申し渡され、家を追い出される。
- 対応 経済面での支援として、社会福祉協議会と連携し、生活保護再申請や貸付事業、こども食堂の利用等を勧める。住居については弁護士に法的判断の助言をもらう。父母離婚後、生活保護の申請を行い、生活の立て直しを図る。
- 成果 住居については、法的根拠から転居先が決まるまでは家に戻れることとなる。生活保護となり、新たな住居で生活できるようになる。生活状況が落ち着いたことで、兄は進学への意欲向上が生まれ、登校状況の改善ができ、進学できた。母との信頼関係が生まれたことで、弟の措置変更についての相談ができるようになり、個に応じた教育により、徐々に登校を再開することができた。

#### 【事例2】困窮問題改善のための活用事例（①貧困対策）

- 状況 母親は再婚と同時に家を出て行き、母方曾祖母、母方祖母、本児（小2年）の3人家族。就学援助は母親の口座に入金されており、児童手当、児童扶養手当は中断されていることから、生活困窮となる。母親が家を出たことで本人は家庭で不安定。
- 対応 本人の心の安定を図るためSCとつなぐ。経済面での問題解決を図るため、社会福祉協議会と連携し、生活保護受給の世帯整理を行う。また、就学援助の件で教育委員会、児童手当、児童扶養手当の件で市福祉部局と連携し、改善を図った。
- 成果 SSWが祖母と話をすることで、学校では見えにくい経済面での問題を表出できた。SCとつないだことで学校全体の見守り体制が高まり、登校状況に改善が見られた。社会福祉協議会との連携により、生活保護、修学援助、児童手当等の経済面での改善が図られた。曾祖母、祖母のストレスが軽減されたことで、本児に向き合うことができるようになった。

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果



継続支援によって問題が「解決」、「好転」を合わせると52%という状況である。SSWが委員会配置のため、継続的に研修機会があることによって、対応のノウハウが蓄積され、SSW個々のスキルアップにつながっていると考える。

児童家庭に関する福祉機関と連携した回数が1113件で、学校では見えにくい問題に対しても多く対応できている。

■：問題が解決 ■：支援中であるが好転 ■：支援中 ■：その他

#### （2）今後の課題

SSWに求められる高度な専門性や、地域社会・学校への理解（継続して支援する必要性）を考えると、市が配置するSSWが、安心・安定して業務が遂行・継続できる諸条件の整備（個々の経験や対応力・状況に合わせたサポート体制、継続雇用が可能となる雇用条件等の改善、勤務時間・給与面の改善、資格取得補助、福利厚生等の改善等）が必要不可欠である。さらに、長期的な視点では、SSWの養成機関及びその体制づくりの整備が県や市全体で必要である。

# 佐世保市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけを行う。

### （2）配置・採用計画上の工夫

児童生徒の情報が集まりやすい青少年教育センターに配属し、効果的な活用ができるようにしている。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数 4名（佐世保市雇用4名）

資格 社会福祉士4名（内2名は精神保健福祉士の資格も保有）

勤務形態 臨時職員 市雇用 1日7時間勤務を週3日、年間35週勤務を行う。

### （4）「活動方針等に関する指針」（ガイドライン）策定とその周知方法について

「学校と関係機関との連携に関するマニュアル」を作成し、全小・中学校に配付して活用促進を指導した。

また年度当初にスクールソーシャルワーカー配置事業実施要項を定め、その中で、事業の内容、派遣方法、活用方法等を定め、年度当初に市内の全小・中学校に配付し周知を行っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

市内に配置されている、SC及びSSW

### （2）研修回数（頻度）

年1回

### （3）研修内容

SC・SSW実績報告、SC・SSWの引継ぎについて、佐世保市学校危機支援チームについて相談活動の現状と課題について協議、SC・SSWの連携に関する協議

### （4）特に効果のあった研修内容

SC・SSWの連携に関する協議では互いの事例を持ち寄り、それぞれの立場からの意見を出し合うことにより、それぞれの立場での事例に対するアプローチや、連携の方法などを知ることができ、今後の相談活動への大きなプラスになった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法

### （6）課題

・研修会の回数を増やす。 ・関係機関と連携した研修の実施

## 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

### 【事例1】 貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等） ③不登校 ⑥その他（心身の健康、発達障害）

事例の概要 小学生姉弟

#### 【基本情報】

- 28年度より欠席増加。その後不登校。校内行事には参加している。
- 弟はADHDとの診断を受けている。（姉も診断名はついていないが通院中）
- 父は出稼ぎに出ており、年に数回帰宅。
- 両親ともに借金があり、経済的に困窮している。

#### 【相談時の課題】 平成28年、通学している小学校より相談を受ける。

- 母の精神症状が不安定。母は育児不安が強くいろいろな相談機関に相談し、それを受けて各機関がそれぞれに支援を行っている状況。
- 母は姉弟を取り巻く環境（体調不良やいじめ等）に対して不安の訴えが強い。学校が迎えに行くと姉弟は登校することができるが、母は迎えを拒否する。

#### 【SSWをどのように活用したか】

- 母と学校をつなぐ支援、母の学校に対する不安や拒否感に対して実態の把握を行い、改善の為に関係調整。
- 経済的課題に対する状況を把握し整理をする。
- 本家庭の様々な課題に対応し、支援の方向性を統一させるため関係者会議を開催。

#### 【チーム学校に対しての対応（要対協）】

- 社会福祉協議会…生活困窮者自立相談支援事業での支援。法テラスへのつなぎ、債務整理。
- 子ども支援課…母の不安軽減のため、本児ら姉弟、妹の養育に関する相談を受ける。
- 医療機関（姉弟の通院先）…姉弟の診察を継続。特に弟の発達課題への対応について保護者、学校、関係機関へ助言。
- 学校…本人、家族の状況を情報共有・理解し、学校での受け入れ態勢を校内で統一させる。
- 相談支援事業所（放課後等デイサービス）…母の負担感軽減のため利用日数を増やし、療育の中で学習面の支援を行い登校につなげる。
- 民生委員…地域の行事ごとなどへの誘いと家庭の見守り。
- SSW…必要な機関へのつなぎ、情報の集約、母の相談窓口。姉の進学準備と妹の登園準備。

#### 【SSWが介入した成果】

- 母の不安を受け止めることで、学校への対応拒否を緩和できた。  
姉は卒業式にも参加し、中学校への進学に対する気持ちが強くなった。
- 母の債務を整理することができた。
- 必要な機関へつなぎを行い、関係機関で方向性を統一して家族全体へ働きかけたことにより、母の不安感が軽減した。

#### 【今後の課題】

- 姉弟の登校支援
- 母の就労支援→今後も、関係者会議を適時開催しながら、状況の把握、対応を行っていく。
- 経済的課題を整理し基盤を整える。

#### 【事例2】⑤暴力行為 ⑥非行・不良行為 ⑦その他（発達障害、保護者支援）のための活用事例

事例の概要 対象児童生徒：中学生

#### 【基本情報】

- 本児は幼少期より非行を繰り返しており、警察や児童相談所が介入。発達の課題も見受けられた。
- 母は療育手帳所持。学校や関係機関との連携は父が担うも、スムーズにいかないことが多い。

#### 【相談時の課題】 平成29年、通学している中学校より相談を受ける。

- 生徒指導事案で度々問題を起こしており、判断力・学力共に低く、学校生活に適応できていない。
- 多機関の関わりがあるものの、市外から転入してきたこともあり、関係機関の連携が滞っていた。

#### 【SSWをどのように活用したか】

- 関係機関と連携し、本ケースが抱える課題の把握・整理を行った。
- 本児の中学校卒業に向け、必要な機関との再接続、新たな繋ぎを行った。

#### 【チーム学校に対しての対応】

- 転居前に関わっていた自治体の家庭相談員、SSW…情報提供を依頼し、過去の経緯を把握。
- 児童相談所…通所指導にて本人への心理教育、保護者支援を行う。
- 子ども支援課…必要に応じて、障害福祉課と連携し母の支援を行う。
- 医療機関（本児の通院先）…本児の診察、保護者支援。
- 学校…本人の支援体制を整え、可能な限り個別支援を行う。
- スクールカウンセラー、心の教室相談員…教師と連携し、本児の個別対応。
- SSW…必要な機関への繋ぎ、情報の集約、両親の相談窓口。

#### 【SSWが介入した成果】

- 学校と家庭、関係機関の連携がスムーズになり、学校内外での本児の支援体制を整えることができた。
- 児童相談所の再介入、心理教育等実施により、本児の問題行動が減少した。

#### 【今後の課題】

- 本児は進学ではなく就職を希望。一般就労を目指すも厳しく、中学校卒業後は子ども支援課とハローワーク（障害者支援）が連携し支援を継続。

#### 【4】成果と今後の課題

##### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーが関わって他機関と連携した事案数は、平成28年度の781件から平成29年度の855件に増加している。また、教職員が相談をした件数も平成28年度の1297件から平成29年度は1373名に増加しており、学校現場において児童生徒が抱える問題が複雑化し、学校だけの対応では難しくなっている現状に鑑み、改めてスクールソーシャルワーカーの有用性を感じている。

##### （2）今後の課題

###### SSWの勤務体制の強化及び増員

現在、4名のSSWが週3日勤務の臨時職員としている。勤務日の割り振りの工夫を行い、週5日すべてに複数のSSWが勤務し、かつ毎週水曜日に4名全員が勤務し事案の検討や情報交換ができるようにしている。しかし一つの事案に対しては、担当するSSWが継続して対応することを原則としているが、緊急を要する場合、担当外のSSWが対応する事例も発生している。そのため、SSWの勤務体制の強化が課題である。また、新規の児童生徒相談や対応件数が増加してきており、今後SSWの増員も課題である。

# 大分市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・行政や関係機関と連携した相談活動など包括的な支援を行う。
- ・児童生徒のおかれた様々な環境に働き掛けるとともに学校における教育相談体制の整備、充実を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

- ・採用人数を15名から20名に増員し、市内全中学校区配置を目指し、計画的に増員を進める。
- ・不登校児童生徒の出現率の高い中学校区に配置し、その校区の小学校も併せて担当する。
- ・上記以外の小中学校については要請があった場合に派遣する。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

〈配置人数〉 20名

〈資格〉 社会福祉士15名・精神保健福祉士6名、教員免許状3名、介護福祉士2名、介護支援専門員4名

〈勤務形態〉 嘱託職員勤務 月17日 1日7.25時間

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

〈策定の状況〉 配置の目的・スクールソーシャルワーカー（SSW）の職務内容・活用上の留意点・SSWマネージャー（担当者）の役割等

〈周知方法〉 関係学校の校長を対象とした配置校説明会及び担当者が参加する連絡協議会を活用

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

SSW

### （2）研修回数（頻度）

- ・集中研修（4月の1か月間）・研修会（月1回）・カンファレンス（月1回）・事例検討会（年3回）
- ・連絡協議会（年2回）※各学校から校長等管理職、担当者も対象

### （3）研修内容

〈カンファレンス〉

- ・支援の難しいケースについて出し合い、SSW間で助言し合う。
- ・指導主事も参加し、教職員との連携の在り方について指導助言を行う。

〈事例検討会〉

- ・支援が行き詰まっているケースについてSSWが概要をまとめる。
- ・講師を招聘し、今後の支援について助言を受ける。

〈連絡協議会〉

- ・事業内容について ・担当者とSSWの打ち合わせ
- ・実績報告 ・実践発表

〈研修会〉

- ・服務規律 ・虐待ケースの対応 ・障がい特性の理解 ・人権・同和教育 など

### （4）特に効果のあった研修内容

- ・児童相談所を訪問しての研修は、虐待対応等その後の支援につながった。
- ・定期的にカンファレンスを実施することにより、より適切な支援につながった。
- ・全国的にも先進的な取組をしている地域の方を講師として招聘し、研修を開催することができた。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

OSVの設置 無

### （6）課題

SSWの資質の向上のために、研修と併せて、学校現場等における実践的な指導・支援を行える立場の者の位置付けが今後重要だと考えている。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】貧困対策のための活用事例（①貧困対策 ④不登校 ⑦その他）

腹痛で遅刻や欠席をする日が増加。両親はすでに離婚しており、一度は母親に引き取られるが、しばらくして母親に交際相手ができ、その交際相手と家を出て行ってしまった。現在母親の所在は不明。本人は祖母に預けられ、養育は祖母一人で行っている状況であった。夏休み前あまりにも腹痛が続くため祖母が連れて医療機関を受診。診察の結果、医師より早急に手術が必要と告げられる。

通院しているMSW（医療機関のソーシャルワーカー）より、入院治療の件に加え、家庭環境と金銭面が心配とのことで相談が入る。管理職、担任、SSWマネージャーと連携し後日、祖母と学校で面談を行う。生活状況は厳しく、本人の入院治療費について困りを抱えていた。公的な支給を何も申請しておらず、現在は祖母のパート収入と預貯金のみで生計を立てている状況であった。SSWと祖母で市役所の子育て支援課に行き、児童扶養手当やひとり親医療費助成の申請、戸籍謄本の取得に向け、同行支援を行った。

親権者の母親に児童扶養手当やひとり親医療費助成が支給されるはずだが、子育て支援課に家庭の状況を説明し、手続きをすることで、本人を養育している祖母への支給が可能となった。本人の手術費用の負担や通院援助も受けられるようになった。また、定期的な児童扶養手当の支給により、生活状況の安定を図れるようになり、祖母の養育負担軽減につながった。本人の体調不良も改善していき、学校へ順調に登校できるようになっている。

#### 【事例2】親の介護を理由に欠席が続くケースへの活用事例（⑦その他 ④不登校）

母親の通院への付き添いが理由での欠席が続く、担任をはじめ学校関係者が母親と話すために家庭訪問しても母親と直接会えず、家庭の状況が不明。唯一母親に直接会えるのは生活福祉課の担当者のみである。担当者によると、毎日祖母が食事を持って行っていて、母親は病気が原因で外出もままならず、家の中では子どもが母親のトイレ介助などの介護を行っている状況。

家庭の情報収集と担任への聞き取りを行い、欠席しているときは担任の家庭訪問に同行し、本人との関係性を構築した。本人に登校した時は、相談室等で本人と関わり、本人の思いを聞いた。本人は休日もほぼ家から出ておらず、外出の機会が少ないことや、勉強に対し意欲があることから短期目標として相談室登校や校外での学習を提案した。母親に対してのアプローチは、定期的に拡大ケース会議を実施し、生活福祉課の家庭訪問に子ども家庭支援センターが同行し福祉的サービスの紹介を行うこととした。キーパーソンとして考えた祖母とは、連絡を密に取ることで、管理職、SSWが面談することができた。そのことで、家庭の状況などが見えてくるようになった。祖母も母親も少しでも本人に登校してほしいという思いがあることもわかり、母親、本人の双方に働きかけながら支援をしている。

当初、担任をはじめ学校関係者が母親に全く会えなかったが、生活福祉課と子ども家庭支援センターの家庭訪問に同行する形で、校長が母親に会えるようになった。また、定期的に拡大ケース会議を実施し、情報共有を行い家庭の状況を把握することで家庭の状況をリアルタイムで共有することができるようになっている。このような支援を継続することで、不定期ではあるが相談室登校ができるようになった。

※「性的な被害」については活用事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーを計画的に増員し、より多くの学校に配置するとともに、市内を中央・東部・西部の3つのエリアに分け、そのエリアごとに専門性・指導性の高いグループリーダーを配置する組織的な支援体制を整備することにより、各学校において福祉的な支援が必要な児童生徒及び保護者等への支援が充実した。学校からは、「なかなかつながることのできなかつた家庭とつながり、支援が進んだ」「様々な専門機関と連携して、包括的な支援ができるようになった」などの声が聞かれた。

#### （2）今後の課題

- 全中学校区配置に向けたSSWの増員と人材確保
- SSWの質の担保のための研修の充実
- 学校とSSWとの連携、協働に向けた教職員への研修や啓発の在り方

# 宮崎市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と教育相談センターが連携し、問題を抱える児童生徒がおかれた環境への福祉的な立場からの助言・支援や教育相談センターにおける他の相談員との連携等により、いじめや不登校などを未然に防止したり、早期に対応したりすることに資する。

### （2）配置・採用計画上の工夫

教育委員会の補助機関として、教育相談センターを設置し、スクールソーシャルワーカー2名を配置するとともに、学校経営アドバイザー1名、チーフスクールアドバイザー1名、スクールカウンセラー3名、特別支援教育相談員5名を配置し、相互の連携を図りながら相談活動や支援活動を行う。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

2名・教員免許状・1週間あたり29時間以内の勤務

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

宮崎市スクールソーシャルワーカー設置要綱を施行し、市校長会や生徒指導に関する学校訪問を通して、スクールソーシャルワーカーの活用について広報を行う。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

県スクールソーシャルワーカー、県スクールカウンセラー研修会に参加

### （2）研修回数（頻度）

年3回実施

### （3）研修内容

事例研修会

### （4）特に効果のあった研修内容

宮崎県が主催する研修会への参加により、スクールソーシャルワーカーのもち備えるべき専門的知識が習得でき、さらには他市町村との情報交換が、本市における活動の参考となった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 なし

○活用方法 なし

### （6）課題

○ SSWを2名配置しているが、小中学校のケース会議への参加や電話・来所相談などの増加により、研修時間の確保が難しい。

○ 現在、県の研修に参加しているが、市独自の研修を行うためには予算や人材の確保が必要である。

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】不登校のための活用事例（④不登校）

小学校3年生の1月頃から登校を渋るようになり、母親も一緒に登校し、授業中も一緒に過ごす状態が続いていた。母親は、本児が不登校状態になったことで、仕事も休みがちになり、仕事と子育てが両立できないことへの悩みも抱えていた。3年生の新学期を迎えても登校できなかったために、校長からSSWへの依頼がある。学校を訪問し、校長、新学級担任も同席し、母親と面談する。不登校の原因として、言葉の不自由さ(吃音)があることなのか、自宅から学校までの約2キロの距離が苦痛なのか、それとも母子分離ができていないのかが考えられた。そこで、教育相談センターのスクールカウンセラーとの面談を勧め、検査等で判ったことから緩やかな登校刺激と母親への励ましを続けた。その後、家庭訪問後のSSW同伴登校、授業参観、運動会見学等をとおして本児とのかかわりを深め、6、7月までは通級教室での学習だけであったが、1学期後半からはほぼ学級の方でも授業が受けられるようになった。

#### 【事例2】その他（①家庭環境に関する問題 ④不登校）

家庭環境に起因する不登校生徒（中学2年生男子）への対応を行った。小学校6年生頃から不登校傾向であった。病気をもつ母親と発達障がい姉（中学3年）との家庭内でのトラブルから、本人は強いストレスを受け、昼夜逆転の生活となっていた。不登校解決のためには、母親の安定、姉の高校進学など、他の問題も発生してきた。学校の要請により、中学校校長、いじめ不登校対策担当教諭、社会福祉課、地域生活支援センター、SSWが参加して、ケース会議を数回開催した。それぞれの情報を交換する中で、母親、姉、本人への支援を行うことができ、姉は無事私立高校に進学することができた。本人は、自分から生活環境を整えないといけない気持ちが発生し、入院加療を行い3年に進学することができた。母親への支援は、地域生活支援センターが見守りを続けてくれている。

#### 【事例3】性的な被害についての活用事例

該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 教育相談センターへの相談依頼に対し、学校経営アドバイザー、スクールカウンセラーと共に連携しながら、円滑な対応を図ることができた。
- 校長会や様々な機会を通じ、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を促したことにより、不登校児童生徒等の指導・支援について協議するケース会議へのスクールソーシャルワーカーの出席依頼が増加した。
- スクールソーシャルワーカーがケース会議に参加し、専門的な立場から意見を述べ、また情報を共有したことにより、解決策を模索することができた。そして、スクールソーシャルワーカーが学級担任や生徒指導主事に対して送った具体的なアドバイスが解決につながる等の効果も見られた。
- 保護者から見て、スクールソーシャルワーカーは第三者の立場であり、相談しやすい存在でもあることから、相談に応じる中で、安心感を与える効果も見られた。

#### （2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカーが家庭訪問をしたり、保護者と共に関係機関に出向いたりする支援については、様々な課題もあることから、未だ不十分である。
- 特別支援教育の手法に基づいた指導が必要であるケースも増加傾向にあることから、資質向上に向けた研修等の設定が必要である。

# 鹿児島市教育委員会

## 【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成29年度）

### （1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

スクールソーシャルワーカーを活用し、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等の背景にある家族や友人関係、地域、学校などの環境への働きかけ、問題行動等の解決を図る。

### （2）配置・採用計画上の工夫

市内117校（78小学校、39中学校）を担当する4人のスクールソーシャルワーカーのうち、1人をコーディネーターとして位置付け、事案に対応している。

### （3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数：4人

資格：社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事、教員免許状、心理カウンセラー等

勤務形態：概ね週4日、1日6時間（9：00～16：00）

### （4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

実施要項等で趣旨や事業内容を定め、年度当初、各学校に周知するとともに、校長研修会や教頭研修会、生徒指導主任・担当者研修会等でも周知を図っている。

## 【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

### （1）研修対象

スクールソーシャルワーカー

### （2）研修回数（頻度）

市教育委員会主催の研修会を月1回程度

### （3）研修内容

市教育相談員や市スクールカウンセラー、臨床心理相談員を交えた事例研修会や講師を招聘した研修会を実施

### （4）特に効果のあった研修内容

スクールカウンセラー等と事例検討等を行うことで、その後の事案対応の際に、連携が取りやすくなった。

### （5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無

○活用方法

### （6）課題

- ・ 資質向上の機会としての研修時間の確保
- ・ 様々な要因が絡み合っている事案に対応するための研修内容の工夫・改善
- ・ 関係機関との連携及び情報共有後の対応

### 【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

#### 【事例1】虐待対応のための活用事例（①貧困対策、②児童虐待、⑦その他：発達障害等に関する問題）

##### ○ 事例概要

- ・ Aは、学校への遅刻や忘れ物、友人とのトラブルが多く、家庭と連絡がとりにくかった。
- ・ Aは、ネグレクトが疑われる状況にあった。

##### ○ 支援内容

- ・ SSWが学校を訪問し、Aの状況を確認した。その後、Aの保護者と面談し、家庭状況等も確認した。
- ・ 児童相談所に情報提供を行い、連携を図りながら支援を進めた。
- ・ Aの特性についての検査を行うため、関係機関と連携を図って進めた。
- ・ SSWは、保護者の経済状況が厳しいことを把握した学校と児童相談所との連携を進めた。

##### ○ その後の対応

- ・ Aと妹は、児童相談所に一時保護となり、その後、Aの特性に対応可能な施設に入所が決定した。
- ・ SSWは、関係機関と連携を図り、保護者に対して支援を継続した。

#### 【事例2】不登校、貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④不登校）

##### ○ 事例概要

- ・ Bは、中学校入学後、不登校になった。
- ・ 家庭は経済的に厳しい状況であるが、保護者は、福祉的な支援を断り続けた。

##### ○ 支援内容

- ・ SSWが学校を訪問し、Bの状況を確認した後、情報の共有と支援策等を検討した。
- ・ Bの進学に関して、学校と連携して進めた。
- ・ 保護者の経済的な状況を改善するために、市福祉課・保護課と連携して手続きを進めた。

##### ○ その後の対応

- ・ SSWは、定期的に訪問し、Bや保護者と面談を継続した。
- ・ 面談を継続した結果、Bは、学習に対する意欲もわき、その後、進学も決定した。
- ・ 保護者は、保護課に定期的に出向き、経済的な状況の改善のための手続きを進めている。

#### 【事例3】該当事例なし

### 【4】成果と今後の課題

#### （1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・ 対応児童生徒数は、H27：178人、H28：186人、H29：232人と年々増加している。SSWの周知が進み、学校からの派遣要請が増加した結果であり、関係機関との連携も進んでいる。
- ・ 学校だけで問題を抱え込もうとせず、ケース会議等を開催するために、関係機関と連携しようという試みが増えてきた。
- ・ 行政機関だけでなく、民間の各相談機関や事業所との連携も図られてきた。

#### （2）今後の課題

- ・ 様々な要因が絡み合っている困難事例に対応するため、SSWの更なる資質向上を図る必要がある。
- ・ 継続的な支援を必要とする家庭に対して、卒業後の支援等について、どこの機関が引き続き関わっていくかが課題である。

## 参考

スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等

## スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領

平成25年4月1日  
初等中等教育局長決定  
平成27年4月1日一部改正  
平成28年4月1日一部改正  
平成29年4月1日一部改正  
平成30年4月1日一部改正

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）交付要綱第20条の規定に基づき、スクールソーシャルワーカー活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

### 1 事業の趣旨

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、教育相談体制を整備する。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

### 3 スクールソーシャルワーカーの選考

社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者とする。

ただし、地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、スクールソーシャルワーカーとして認めた者も可とする。

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤ 教職員等への研修活動

### 4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

#### (1) スクールソーシャルワーカーの配置

スクールソーシャルワーカーを教育委員会・学校等に配置し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築、支援、保

護者・教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動を実施する。

(2) スーパーバイザーの配置

スーパーバイザーを教育委員会・学校等に配置し、スクールソーシャルワーカーに対し、適切な指導・援助を実施する。

(3) 研修・連絡協議会の開催

スクールソーシャルワーカーの専門性を向上させるための研修を実施するとともに、本事業を効果的かつ円滑に実施するため、情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

6 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市・中核市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7 費用

(1) 補助対象経費

国は、記2から4までの要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

① 都道府県・指定都市・中核市が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。取扱いに際しては、都道府県・指定都市・中核市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。また、委託又は補助を受けた市町村においても、以下に準じた経費の取扱いをすること。

① スクールソーシャルワーカー及びスーパーバイザーの配置経費

- ・報酬
- ・交通費
- ・保険料
- ・謝金
- ・旅費
- ・賃金
- ・委託費
- ・補助金

② 研修・連絡協議会に係る経費

- ・謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆等の謝金）
- ・旅費（講師、会議出席等の旅費）
- ・消耗品費
- ・印刷製本費
- ・通信運搬費

- ・借料及び損料
- ・会議費
- ・賃金
- ・保険料
- ・雑役務費
- ・委託費
- ・補助金

8 第三者への委託を行う際の留意事項

業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その業務執行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

9 その他留意事項

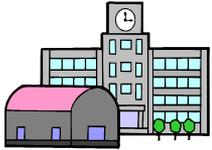
本事業を行うに当たっては、その他のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業との連携に努めることとする。

# スクールソーシャルワーカー活用事業

平成30年度予算額1,484百万円（平成29年度予算額1,258百万円）

補助率：1/3

学校・教育委員会



関係機関

児童相談所、福祉事務所、弁護士  
保健・医療機関、教育支援センター、  
警察、家庭裁判所、保護観察所 等



連携・調整



連携・調整

## スクールソーシャルワーカー

福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者（社会福祉士、精神保健福祉士等）

児童生徒が置かれた様々な  
環境の問題への働き掛け

児童生徒の  
抱える諸課題  
いじめ、暴力行為  
不登校 など

貧困・虐待  
対策等

児童生徒

友人

家庭

地域

